指定同行援護事業者 管理者 様

京都市障害保健福祉推進室(担当:在宅福祉第一担当)

## 同行援護の請求に係る留意事項について

日頃は、本市の障害福祉施策に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて,みだしの件について,今般の報酬改定等に対する本市の対応及び請求の留意事項を 下記のとおりまとめましたので,お知らせいたします。

つきましては、本通知に基づき対応いただきますようお願いいたします。

記

1 同行援護基本報酬の身体介護伴う、伴わないの一本化について

平成30年4月1日以降の支給開始日である同行援護の支給決定については、全て一本化後の報酬で請求することとなります。

本市において、平成30年3月31日以前に平成30年4月1日以降の支給開始日で 交付された受給者証については、身体介護の有無が記載されて交付されていますが、当 該受給者証の記載に関わらず、支給開始日が平成30年4月1日以降か否かで報酬の切 替えを行うこととなりますので、御注意ください。

なお,利用者が受給者証の記載事項の訂正を求める場合等には,各支給決定機関に御相談いただきますようお願いいたします。また,利用者からの相談等の対応をお願いいたします。

2 盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算について

盲ろう者(同行援護利用者でかつ聴覚障害 6 級以上の者)の受給者証には「盲ろう者」のゴム印が押印されます。

盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者がサービスを提供した場合には,受給者 証を確認のうえ,該当のサービスコードで請求を行うようお願いいたします。

3 障害支援区分3又は4以上の者に対する加算について 受給者証に障害支援区分が記載されていますので御確認ください。

以上